

第2回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和6年2月5日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和6年2月5日（月） 午後2時00分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和6年2月5日（月） 午後4時00分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	4番 池田 兼三	5番 山崎 正典
6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美	9番 徳永 玉義
10番 草野有美子	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸	13番 坂本 博
14番 東 康敬	15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝	17番 小筏 正治
18番 林田 剛	19番 馬場 保		

(2)欠席者（1名）

3番 田島 真一

- 5 議事に参与した者
事務局長 高木 謙次
次 長 内田 啓輔
参事補 酒井 伸也

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第8号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 報告第2号 非農地通知の発出について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 農振重要変更（除外）に伴う意見聴取について
- (2) 標準小作料の算定に係る米価の判断について
- (3) 農業委員会だよりについて

8 その他

午後 2 時00分開会

○事務局長（高木 謙次君） 議事開始の前に議案の取り下げをお願いします。議案書の 3 ページ、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についての申請番号 7 5 番です。

取り下げの理由は、今回申請されていた内容に東部調査会時に疑義が上がり内容の確認のため取り下げるという案件です。

それでは、ただいまから令和 6 年第 2 回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

議事進行上発言される場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

本日は、田島委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しております。会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 改めまして、皆さん、こんにちは。また足元の悪い中、参集いただきありがとうございます。また、この間からのもう 1 か月になりますけども、能登半島地震に対しては義援金という形でご理解等々いただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。

それでは、総会のほうに入りたいと思います。

ただいまから、令和 6 年第 2 回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第 1 2 条の規定により、1 4 番、東康敬委員、1 5 番、森崎茂徳委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 2、議案第 6 号、農地法第 3 条第 1 号の規定による許可申請についてから日程第 5、報告第 2 号についてまでの議案 3 件、報告 1 件となります。

それでは日程第 2、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 号の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書 2 ページをご覧ください。

〔議案第 1 号の朗読〕

議案書 3 ページ、申請番号 7 6 番から 7 8 番まで 3 件の申請があっております。詳しくは別添 1 をご覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長よりお願いいたします。

○委員（１３番 坂本 博君） 議席番号１３番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会関係は、申請番号７６番です。

申請番号７６番は、譲受人が規模拡大のため譲り受ける案件です。

以上です。

申請番号７６番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号７６番について、ご質疑がありましたらお願いします。小筏委員。

○委員（１７番 小筏 正治君） ７５番の案件につきましては、東部調査会では保留ですかね。（発言する者あり）これを取り下げられたということですか。ちょっとそこ、説明お願いします。取り下げられた理由は。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 事務局、分かりますか。

○事務局次長（内田 啓輔君） 事務局のほうから。

まず、調査会の中で疑義があったのは、内容についてですけども、これが贈与ということになっておりますけども、面積が広いということがありまして、本当に贈与なのかというところで、無償ということですね。ということで、一旦、保留ということで調査会の中でなったかと思います。その後、事務局のほうでこの申請者等々、行政書士も含めましてご確認をしたら、実際、やり取りの予定も今後あるようなことを確認できましたので、一旦取り下げをして、また今後、きちっと金額、やり取りの金額を決めて、もう一度申請したいということでお話がありましたので、取り下げという形を取っております。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

それでは、ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして西部調査会長、お願いいたします。

○委員（４番 池田 兼三君） 議席番号４番、西部調査会副会長の池田です。

西部調査会関係分は申請番号７７番から７８番です。

申請番号７７番は、雲仙市に移住してくる方が空き家バンク登録の家とともに農地を譲り受ける案件、７８番は耕作できないため、近隣で耕作している譲受人が譲り受ける案件です。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号 77 番から 78 番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑はないようですので、議案第 6 号、申請番号 76 番から 78 番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第 3、議案第 7 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書 4 ページをご覧ください。

〔議案第 7 号の朗読〕

議案書 5 ページ、申請番号 59 番から 62 番まで、4 件の申請があっております。詳しくは別添 2 をご覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、中部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（1 番 松尾 茂敏君） 議席番号 1 番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号 59 番から 60 番です。

申請番号 59 番の申請地は、農振白地と判断しました。農振白地で市役所吾妻本庁から約 500 メートル以内にある農地で第 2 種農地と判断しました。申請目的は 2 世帯住宅及び作業所を建築予定です。高規格道路の関係で移転しなければならなくなった案件です。

続きまして、60 番の申請地は農振白地、10 ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で第 2 種農地と判断しました。申請目的は、一般個人住宅を建築予定です。

申請番号 59 番から 60 番について、現時調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号 59 番から 60 番について、ご質疑ありましたらお願いいたします。本田委員。

○委員（6 番 本田 浩君） 59 番で、面積が 1 反以上ですけども、そういうのは何か家庭菜園をすとかそういうのをつけなくてもいいのか。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明、よろしいですかね。

○事務局次長（内田 啓輔君） 事務局のほうから。一般住宅の転用の上限といえますか、面積が決め

られて、長崎県のほうからの指導で、長崎県も、これ独自なんですけども、一般住宅の場合は500m²が上限ということになっております。ここの今の案件で2世帯住宅、それから作業場ですね、これも付随して建てる計画ということでございまして、今の500m²の案件、制限が該当しないということで1,000m²を超える転用もオーケーということになっているようです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。本田委員、よろしいですか。

14番、東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 申請は、農家住宅でないわけ。一般個人住宅ですか。捉え方、申請の仕方ちゅうの。（発言する者あり）

○事務局長（高木 謙次君） 一般個人住宅になっております。2世帯住宅プラス作業場までであるということで、これまでの許可案件と照らし合わせても許可相当であろうということで、事務局は確認しております。

○委員（14番 東 康敬君） 2世帯ということですか。

○事務局長（高木 謙次君） はい。（発言する者あり）

○委員（14番 東 康敬君） 1軒の家で2世帯。

○事務局長（高木 謙次君） そうです。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 1つしか建たない。（発言する者あり）

○委員（14番 東 康敬君） そうすれば、結局、2世帯ちゅうのは2世帯の登録も誰々と誰々の2世帯にするわけですね。登記上は2世帯になるわけでしょう、1世帯じゃなくて。同居家族じゃなくて、誰々と誰々が2世帯として登録するわけでしょう。

○事務局次長（内田 啓輔君） 事務局から。別添2の4ページに見取り図、利用計画図ですね、別添2の農地転用許可申請の4ページで見取り図がございしますが、一応、中央に、2所帯住宅という文字がございすけれども、その右隣に三角、黒三角が2つございすが、これがおのおのの玄関と、2世帯分の。中央に点々で区切られているのが1世帯分と2世帯分ということで、家の2世帯住宅の真ん中辺りといいますか、点線で区切られておりますけども、ここで家同士の隔たりといいますか、区切られておりまして、2世帯ということになっているようでございます。

以上です。

○議長（馬場 保君） よろしいですか、東委員。

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長お願いします。

○委員（4番 池田 兼三君） 議席番号3番、西部調査会長の池田です。

西部調査会関係分は申請番号 6 1 番から 6 2 番です。

申請番号 6 1 番の申請地は、農振白地、宅地で囲まれている農地で第 3 種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。

6 2 番の申請地は農振白地、宅地で囲まれている農地で第 3 種農地と判断しました。

6 1 番の申請地の隣接地ではありますが、申請人の宅地内の駐車場に駐車するとき本申請場所のこの面積があれば駐車するのに便利なため、宅地の一部として転用するものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

すみません、そしたら西部の案件について何かご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、前にちょっと戻りますけども、中部の案件で、6 0 番についての質疑を行っていなかったと思っておりますけども、何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第 3 号、申請番号 5 9 番から 6 2 番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第 4、議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書 6 ページをご覧ください。

〔議案第 8 号の朗読〕

議案書 7 ページ、整理番号 1 番から議案書 1 2 4 ページ、整理番号 2 1 5 番までです。整理番号 1 番から 7 番までは貸借に係る案件、整理番号 8 番から 1 7 番までは所有権移転に係る案件、整理番号 1 8 番から 2 1 5 番までは農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、1 8 番から 5 3 番までが通常の方で、5 4 番から 1 0 2 番が国見の宮田地区、1 0 3 番から 1 6 0 番については吾妻の横田地区、1 6 1 番から 2 1 5 番については桃山田地区の土地改良区内の農地を地域集積関係で農地中間管理機構に貸し付ける配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添 3 をご覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

議案第 8 号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に関わる申請番号 1 番から 7 番について、ご質疑ございませんか。ご質疑ござい

ませんか。１番から７番。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、所有権移転に係る申請番号８番から１７番について、ご質疑ございませんか。森崎委員。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） １５番、森崎です。吾妻、１０番、１１番を比較したときに、極端に値段が何倍で違うのかですけれども、これは立地条件が全然違うのですか。

○議長（馬場 保君） これは、１０番というのは、これは新聞のほうでだと思う。下の１１番は基盤整備、畑、上の、栗林の上はこの……。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） しかし、その割には５倍ぐらい違う。

○議長（馬場 保君） 笠原委員。

○委員（１６番 笠原 勝君） いや、私も、すいません、１６番笠原。中部のときに、調査会のときに気づかなくて申し訳ないですけど、高いようなイメージがありますが、これはもう双方が話し合っ
て決められたことなので。（発言する者あり）いいのかな。（発言する者あり）基盤整備の畑であるなら、反の１００万以上は間違いはないと思っております。

○委員（２番 内田 弘幸君） これは、そして、頼まれて、頼まれて買うたのと、欲しかといって買うとでは、違ってくると思います。

○委員（１６番 笠原 勝君） そうだと思います。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） 分かりました。極端に上、下、差のあるから。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 森崎委員、よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、農地中間管理事業に係る申請番号１８番から２１５番、ちょっと多いですけどご質疑ありましたらお願いします。１４番、東委員。

○委員（１４番 東 康敬君） この中間管理機構を通した貸し借りをするじゃないですか。これは、例えば締め切りが１４日、締め切りますよね。１４日締め切ります、普通やったら、その日の調査会に入るじゃないですか。これで、中間管理機構の番号を通すときには、もう１か月ずれるわけ、それとも何か月もずれるわけ。ちょっと決まったらんところがあるわけ。それが今くるのと早く売の
とあるんだから、そこら辺は今、重要なわけですか。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） １４日まで受付けた分については、その月の調査にかかります。

○委員（１４番 東 康敬君） 中間管理機構は。

○事務局長（高木 謙次君） １４日まで来た分は。ただ申請をされて、機構のほうにその申請書、双

方が印鑑について返ってくるのが遅かったりした場合は、結局、貸すほうが遠くの、遠方に出ている方であったりすれば、その印鑑についてもらうのが結構遅くなったりする案件があるみたいなんですね。実際には、農地の機構のほうにその申請書が上がってきたらすぐ、機構のほうは県の機構に上げて、県の印鑑について返ってきて、それが14日まで来た場合は、その月の調査会から翌月の総会のほうにかかるようになっていると思います。

○委員（15番 森崎 茂徳君） それで、私の今日の件ですけど、あれは極端に違うです。その月に上がるっておかしかったよな、9月に出した資料も。

○委員（14番 東 康敬君） 管理機構がここに出すとは遅い。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そやけん、管理機構は少しいじめるやつがおる。

中間管理機構はやめろって、私が常に言う。

○委員（14番 東 康敬君） これはしかし、中間管理機構を通した貸し借りををするときに、うちらが一応、管理機構から書類をもらうじゃないですか。そうすると、双方の印鑑は地主と借り主からもらって、中間管理機構に出すわけです。

○事務局長（高木 謙次君） そうです。

○委員（14番 東 康敬君） 管理機構は自分たちでもらい行くわけではなかでしょうが。

○事務局長（高木 謙次君） もう双方で印鑑をついてもらって、農林の機構に来たのを県のほうに上げて、県のほうで審査をされてから、機構は印鑑をついた後に市に、農林に帰ってきて、それを14日までに農業委員会に来た場合は、先ほど言いましたとおり……。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 私の場合は、もう10月には全部印鑑のほうは終わっているんです。ただ、県のほうか、中間管理機構がどっちが悪いかわからないけど、いまだにそれが来ない。

○事務局長（高木 謙次君） ちょっとオフレコであれですけど、森崎さんの分については9月に申請が上がってきて、双方の印鑑をもらうために書類などをやって、それが市のほうに上がってきたのが12月に入ってからということです。（発言する者あり）

○委員（15番 森崎 茂徳君） もう12月からそない言いよるけど12月に上がったと言って、おかしかろう。11月からもう僕は言いよった。（発言する者あり）

○委員（14番 東 康敬君） 時間差でこっちに入ってくるのが1か月遅れた、2か月遅れた、3か月遅れた、あんまりバラバラだけん、1か月遅れて、1か月遅れて、きれいに処理をしてくれば、何で今ごろ出てくつとかという案件が出てくるわけですよ、中間管理機構通したときに。あまりにも長くなったり、短くなったり、不特定に長くなったり、遅くなったりというのがあるもんだから、そこら辺を統一して、その月に上がったものはなるべく早急に審議をして、農業委員会に出してくれるような形でしてくれんと、忘れた頃に上がってくるというのがあるわけさ。そこら辺を管理機構と話し合いをして、速やかな形で処理をしてもらおうと。

○事務局長（高木 謙次君）　そうですね、意見として、こちらのほうもスムーズに上げてもらうように言っているんですけども、かなりの件数が多いもんですから、機構も全てを管理できてないみたいなんですよ、実際は。ですから、上がってきたものについては、遅滞なく処理がされているということでした。

○委員（１７番 小筏 正治君）　書類は遅くなっても、双方が印鑑をついて、耕作することはできます。だから、そう慌てるとなかなか。（発言する者あり）金の問題も関係やけんさ。

○委員（１８番 林田 剛君）　私が１回、あの中に入って、機構を使って貸し借りをさせて、頼んでいたところなんですけど、いつ出たときも上がとったけん、こういうふうに上がってくるやろうと言っていて、なかなか上がってこなかったんですね。それが補助金絡みの事業絡みだったんですけど、今月、上がってこんやったら補助を受けられん、どげんなつとると言って、知り合いの支所の窓口から追跡をしてもらったら、このまま机の中で止まっとったというか、バタバタで１時間ぐらいどうにか基盤法に変えて、すぐ申請ば上げて、補助を受けられることをしたという例のあるとです。貸し借りの人物の分かっとして、分かって買うてもらうときは、窓口は誰にでも追跡ばしてもらって、確認されたほうがいいのかと思います。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君）　ちょっとよかですか。管理機構はちょっとあぐらをかきすぎとつとです。早う機構に通せ、通せ、そればかりで。今後は会長と局長会議とか県の農業会の会員もありますので、突き詰めてどんどん言いたいと思いますがよろしいでしょうかね。こういう形で。（発言する者あり）本田委員。

○委員（６番 本田 浩君）　８８番で、これ私のが上がってきてますが、これですね。面積は、これは元の面積で、出来上がるのが１，５００、１反５畝ですけど、これを、この面積で、何で上げたのかって、借る人も１反５畝で書いているわけです。借り分ということですよね。この面積で、こういうのを上げて、よかでしょうか。

○委員（１８番 林田 剛君）　皆さんも事業のほうが正式な新しいやつだけが終わって。それで、その面積いうか地場代はこの中間管理機構を使って。補助金として申請するのに、間に合わせるために。昔の面積が一番大きい。

○委員（６番 本田 浩君）　だから、まだ、金額も何も、そういうのは、ただ名前だけ、誰にやりますよという、中間管理機構が、借りるために上げたということだよ、今回はね。

○議長（馬場 保君）　よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君）　ほかに何かご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君）　ほかにご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第8号は、農業経営基盤強化促進法18条第3号に適合した適正な計画であると認め、農業地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第5、報告第2号、非農地通知の発出についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書125ページをご覧ください。

〔報告第2号の朗読〕

議案書126ページ、受付番号1番から3番です。この報告については、令和5年12月に個人申請があった農地について、地元委員とともに現地確認後、非農地通知を発出した案件です。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第2号に対する質疑を行います。質問等ありましたらお願いします。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） この非農地通知は、農業委員会から各自、非農地に判定をしたものに対して、意向調査があつとるわけですか。その中で、知らぬところにも来るし、支所にも来るけど、これ多分、荒れてしまっているという申し出もあるわけですよ。そういったときに、申し出があつて、我々が見に行つたときに、もうこれはもう赤だねという判定をするじゃないですか。そういった判定をしたときに、ここで通つていけば、これの議案は次の議案に上がってくるわけですか。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局（酒井 伸也君） そうですね。委員さんの現地確認ができた翌月の総会には上がってくるはずですね。

○委員（14番 東 康敬君） それと、上がってきたときに、非農地通知をその地主さんに出すのは、ここで承認をされればすぐ出すわけじゃないですか。これも年度末に一緒に出すか。

○事務局（酒井 伸也君） それはもう随時出しています。

○事務局次長（内田 啓輔君） 一応、整理して申し上げますと、随時、個人の方から上がってきた分については、もう速やかに議会に上げて、もう速やかに本人さんに結果の通知を出す。随時上がったものはですね。ただし、夏のパトロールのときは、一斉に回つた夏にですね、一斉に回つた分についてはこの2月、3月ごろにまとめて出すように計画しております。

○委員（14番 東 康敬君） そうすれば、随時非農地通知を出す中で、農地台帳から消えるのは、年度末に消えるのか、それともすぐ消えますか。

○事務局（酒井 伸也君） 随時決定したものについては、随時その都度。

○委員（14番 東 康敬君） 農地台帳から消えると。

○事務局次長（内田 啓輔君） ええ。まとめるものをまとめてですね、年度末に。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

○委員（１８番 林田 剛君） その時点で、もう農地台帳から消えるということ。

○事務局次長（内田 啓輔君） 正確に申し上げますと、台帳のシステムには、データは残ったままです。過去に何月何日出しているというものまでなくなっちゃうので、台帳は残したままで、非農地通知は出して、農地の取扱いからはもう除外しております。

○委員（１８番 林田 剛君） 法務局に地目変更した時点で台帳から消えるというわけではなかと。登記の変わる、変わらんは別に関係ない。

○事務局次長（内田 啓輔君） 登記が変わる、変わらないは関係なくて、一応、台帳からは除外するんですけど、データはそのまま保存してます。（発言する者あり）データだけは、残しています。確認のために。いつ出したというのが、５年後、１０年後、今も、５年前、１０年前、いつ出したとかというのが、お問合せがあったりするので、そういった場合にデータだけは残してます。そういう取扱いでやってます。

○委員（７番 草野 英治君） そうしたら、ありがとうございます。今のに関係してですけど、法務局で申請を出さんと、宅地以外で売るということはできんとですよ。台帳から外れされとるということも。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局次長（内田 啓輔君） すいません、ちょっと整理してご説明しますと、非農地通知で、今、議案を出しているんですけど、その場合は、農地を、農地か、農地であるかの判断をするわけなんですけど、農業委員会としてはですね、今、多分おっしゃっているのは、法務局で地目が変わるか、変わらないかとかいうようなご質問かなと思うんですけど、それはご自分で地目変更という手続きを取っていただくことになります。

○委員（７番 草野 英治君） それをせんと、確実に売ったりなんかしたときに売れない。

○事務局次長（内田 啓輔君） 売る、売れない。売るのはまあ売って、別に……。

○委員（７番 草野 英治君） 法務局に出して完全に農地以外の山林という形でならんと私はそれで説明しよったんですけど、聞かれたときには。だけん、申請を出さんといかんですよ。

○委員（１４番 東 康敬君） 農業委員会は取らんでよかですたい。地目は畑の地目やけん、どうにか畑じゃけん。ただ農地が片づけとるけん、農業委員会のこういう転用、許可はもらわんといかん。

○事務局次長（内田 啓輔君） そうです、そうです。

○委員（１４番 東 康敬君） 法務局に行って申請を出せば、もう山林か何かになって完全に売れる。

○事務局次長（内田 啓輔君） もう一回、すみません、付け加えて言いますと、非農地通知で農地ではありませんという判断をしたものについては、登記簿が、例えば農地であっても農業委員会の許可な

く売買なり、貸し付けなりしてはできるということでございます。許可は必要ないということです。

○委員（２番 内田 弘幸君） それが、農振地域内の非農地は同じことは感じでよかですか。（発言する者あり）

○事務局次長（内田 啓輔君） 農振は外す……。 （発言する者あり） すみません、非農地通知を出すにあたっては、農振地域かどうかの確認を農林課のほうでしまして、このまま非農地通知を出しているかというような確認をします。ここは農振にないですということでありましたら、その分を除外してのものが議題として挙げております。

○委員（２番 内田 弘幸君） その農振内の非農地通知は一切出ていかんということか。（発言する者あり）

○事務局次長（内田 啓輔君） そうですね。うちのほうから、非農地、もう現況、山なんだけとということで、農振の担当に上げてるのを、出せませんというのはずっとためといて、５年に１回見直しがありますので、そこで事務処理上、農振地域から外すという段取りを取っているようでございます、農林課はですね。（発言する者あり）

○委員（２番 内田 弘幸君） よその県と違うね、やっぱ。よその県は、農振のどこでも非農地通知は出しよるもんね。そして、ただ、いろいろすつときに、その転用許可、非農地通知を出しとっても、そこ農振地域の非農地通知の出るところの売買に関しては宅地転用はできんとか何とかって言って、出しとるは出しとるということはあるばってん、県によってそがんで違う。

○委員（１４番 東 康敬君） それも農振に入っとるけん、どげん山でも。それはもう非農地通知。

○委員（２番 内田 弘幸君） 非農地通知は出さんでしょう。

○委員（１４番 東 康敬君） いや、出しとるでしょう。あかんと言うのは出しよる。

○議長（馬場 保君） 草野委員、よろしいですか。なかなかいろいろこれ、難しかったですもんね。農振とか何とか。（発言する者あり）

それでは、報告第２号に対して、ほかにご質疑等々ございませんか。内田委員。

○委員（２番 内田 弘幸君） ちょっと聞きたかったけど、今経営基盤強化法がちょっと戻るばってん、１２２ページの、議案書の、２１１番ばってん、この地目が宅地、２１１、１２２ページの２１１番。これ農地法、地目、宅地、現況地目、農業用施設みたいな、これ何なんですか。これが経営基盤強化法のあれで貸し借りのあれがいいのか。これどういうことか。

○委員（１８番 林田 剛君） 確かにここ宅地ですけど、宅地の、これ小さな確か倉庫ですよ。ほかに下にも山林原野というともあり、山林原野に雑種地、住居もあるとやけど、このほうから要するに、全部農地に土地改良すると農地になるということで、申請していただいていいですけどという情報が来たということで、この申請に上げてあるということ。

○委員（２番 内田 弘幸君） この解体して。

○委員（１８番 林田 剛君） もう解体してそこは畑になるといって、正規の登記上抹消して。（発言する者あり）要するに、土地改良する地域においてはどんな地目でもいいと。機構のほうからそういう情報が来たから、じゃあ上げようかということで上げたのです。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） よかですか、内田委員。ほかにいいですか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、報告第２号に対する質疑を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもって、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後２時５０分休憩

.....

午後３時００分再開

○議長（馬場 保君） ただいまより農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方よろしくお願いいたします。

それでは、早速、本日の協議に入ります。

農振重要変更（除外）に伴う意見聴取について、事務局の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 事務局から説明します。

農振重要変更（除外）に伴う意見聴取についてということで、資料はこのクリップ止めでお配りしている頭に雲仙市農業振興地域整備計画の変更案件一覧というのをご覧ください。

農林課より農振除外の意見聴取の依頼があっておりますので、その内容について説明します。配付しています資料をご覧ください。

まず、整理番号重５―１０国見町の工事路の案件です。

申請理由は資材置場用地です。場所は、去年、１年か２年前にも資材置場で転用をされた株式会社弥栄のところ です。周辺の農地は１０ヘクタール以上の農地集団内にあり、第１種区分と判断され、本来は原則農地転用の立地基準は満たしていませんが、転用者は周辺に資材置場を所有しており、１種農地例外規定である既存施設の２分の１の拡張を該当するため、例外として許可相当と思われます。

次に、次の整理番号重５―１１瑞穂町の案件です。

場所は、瑞穂国土沿いのピープルの裏手のほうの農地になります。申請理由は資材置場用地です。

おおむね500メートル以内に瑞穂総合支所があり、第2種農地区分となる立地基準を満たしていることから許可相当と思われます。

それから、次の整理番号重5―12愛野町の案件です。

ハウジングの分ですね。申請理由は分譲建売住宅用地です。おおむね500メートル以内に愛野駅があり、第2種農地区分となる立地基準を満たしていることから許可相当と思われます。

それから、整理番号重5―13、これも愛野町の案件です。

場所は広域農道沿いの営農型の太陽光発電がある向かい側ぐらいの住宅用地ですね。ここは、申請理由は一般個人住宅用地で、申請地は宅地に囲まれていることから第3種農地区分となる立地基準を満たしていることから許可相当と思われます。

以上のとおり農林課へ回答したいと思っておりますが、ご意見等がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ただいまの説明に対して、意見・質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いします。14番、東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 重要変更の5―11の瑞穂の件ですね、あれはこの前、会議があつて、まず出たのが4反幾つあるわけですね。面積が。これは大型開発になるわけですよ。ここら辺の申請のやり方というのはどうなんですか。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を求めます。

○事務局長（高木 謙次君） 一応、農振除外は4ヘクタール上がってきてますけど、一応申請については計画性をちゃんと持って、分割の申請でもらうように、一応指導をしているということです。

○委員（14番 東 康敬君） 分割で。ということはどこかを半分ずつ。

○事務局長（高木 謙次君） そういった方向で一応指導をしているということです。事務局からは。

○委員（14番 東 康敬君） はい。これがそういう意見が出たわけですね。会議の場で。この前、農振除外の会議が瑞穂であつて、現場を現地調査をした中での意見交換の中でそういう話もあつたし、それと排水問題も4反という面積が大きくてですね。というのもこの場所としては1メートルぐらいの作業をやって、周囲手前のほうに1メートルぐらい控えた中での土羽をつくるという説明があつたわけでございます。その中でも、そういう説明の中では異議なしという形の中で会議は通って、また促進委員会の中で報告はせないかんわけですけども、問題は面積。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。ほかに何かご質疑等々ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、次の標準小作料の算定に係る米価の判断についての事務局の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 標準小作料の算定に係る米価価格決定についてでございます。

資料は1枚紙のA4横の資料になります。頭に標準小作料の算定に係る米販売価格決定資料というのをご覧ください。

この資料は、令和元年産から令和5年産までのJA島原の全政府機関へ載せた農林水産省及び雲仙市農業委員会の決定価格の推移を示しております。

なお、銘柄はヒノヒカリ、60キロ当たりの価格となっております。令和5年産においては、仮渡金が令和4年産と比較し1等から3等までいずれも1,100円の増額となっており、1等の生産額においては令和4年度より800円増額の予想になると伺っております。

なお、農業委員会の決定価格は一番下の段に記載しておりまして、これら資料を基に令和5年産の農業委員会の決定価格を決めていただきたいと思います。

事務局からは以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ただいまの説明に対して、意見・質問等ございましたら、挙手の上、発言をお願いします。上げるか、このままがいいか、その意見を。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 1,000円上がっておるから、1,000円上げる。

○議長（馬場 保君） 1,000円上げればという意見がございましたけども、そういう方向で農業委員会としてはよろしいでしょうかね。資料を見て分かりますように、1,100円は上がったととです。この数字を鑑みて、最低でも1,000円は上げるちいうのが本来の方向じゃなかろうかと思っておりますけども、いかがでしょうか。1万3,000円ということではよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。意見もないようなので、次に農業委員会だよりについて事務局の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 農業委員会だよりについて、資料はカラー刷りのホチキス止めの農業委員会だよりをご覧ください。

3月1日全戸配布予定の農業委員会だよりの案を作成しましたので、ちょっと内容についてご確認いただければと思います。

まず、表紙を開いてもらって、1ページ、2ページには1月に市長へ提出した意見書についてを載せております。

次に、3ページ、4ページ、1枚開いてもらって3ページ、4ページについては、この間の調査会でもお話ししました相続登記の義務化についてを詳しく載せております。

それから、1ページめくっていただいて、農地の権利移動や転用については事前に法律に基づく農業委員会の許可が必要だということを載せております。右側については農業者年金についてと受給者協議会についてを載せております。

最後の裏表紙は、全国農業新聞の広告と下の雲仙市賃借料情報という令和5年度版を、ちょっと協

議いただきたいと思います。

もう一つの資料を、A4横のホチキス止めで、田の分と畑の分とR4、R5雲仙市賃借料情報というのを、表を2つに載せております分をご覧ください。1枚目は田んぼの分ですね。左側は参考に令和4年の分を載せておりまして、今年のR5の分の各町ごとの賃借料の平均最高額対最低額というのを載せているのですが、瑞穂とか愛野、千々石、小浜の分が件数がちょっと少なくて、平均がちょっと1件の金額になったりしているため、昨年の金額を載せてはどうかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 小浜が高かったけんさ、それを載せてもらったら困るので。

○委員（11番 栄木 正孝君） 何で小浜だけこんな高くなったとですか。

○事務局（酒井 伸也君） 申請件数も1件でなっているんで平均よりはもう1件の金額になっているんですね。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 大体、平均小作料やけんさ、その年のをそのまま持つてくつとはおかしかつちやろ。大体、常時あまり変わらんごてさ、平均価格表というとは。

○委員（14番 東 康敬君） 例えば、瑞穂の場合は9,500円が平均ですけど、最高が1万700円で最低が9,100円で、平均は1万3,600円っちゃ、これおかしかつちやなか。

○事務局（酒井 伸也君） ここの3項の1万3,600円が、令和3年の平均価格なんですね。

○委員（2番 内田 弘幸君） 令和3年4月から令和4年の2月まで。

○事務局（酒井 伸也君） その前年の平均額になっています。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いや、いいの。既にこれは電話あったけど、2万9,100円ぐらいでよかったですか。そいでよかったです。去年なんか4万幾らでもめたですよ。貸主が俺はお金をもらいよらんっていったりして、市役所とのやりとり、もめた原因があるもんやんけ、こがん高かとは困るとき。この場でさ、国見は国見でおるけ、各町の平均を聞けばいい。

○議長（馬場 保君） それでは、森崎委員から意見が出ましたので、まず小浜でどのくらい。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 小浜で平均が3万で買い取ってもらえる。そして、圃場整備以外は1万円ですよ。圃場整備以外は1万円、平均が。で、買い取ってもらえばよかとじゃなかかなと私は思います。

○議長（馬場 保君） 畑でも水田でも。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いや、田んぼはほとんどない。圃場整備がないけ。1万円ですよ。

○議長（馬場 保君） 3万が基盤整備地区、畑のね。それ以外を1万っていうこと。

○委員（15番 森崎 茂徳君） それで田んぼを1万。圃場整備は小浜の場合はないと。

○議長（馬場 保君） それで栄木委員、よろしいですかね。

○委員（11番 栄木 正孝君） はい。

○議長（馬場 保君） 次に、そしたら瑞穂町、東さん。

○委員（１４番 東 康敬君） 瑞穂は、農地がある中で誰か作り手はおらんかという募集はいっぱいあるわけですね。しかし、今度は作り手がほとんどおらんわけなんです。そういった中でかろうじて作るという人は、使用貸借なら作りましようだいというのが結構あるわけだ。

それと、高くても反当１万円ぐらいで、平均的には５，０００円ぐらいのものです。いいところで１万円ぐらいで、悪いところは使用貸借、やっと見つかったところにも使用貸借というような形で、平均ですれば６，０００円、７，０００円ぐらいになるやろうな、もう。そんなものです。大体農業する人間がおらんとやけん。

○議長（馬場 保君） 畑、水田共にな。

○委員（１４番 東 康敬君） 平均が７，０００円ぐらい。

○事務局（酒井 伸也君） ７，０００円。

○議長（馬場 保君） 平均７，０００円でよかですか。

続きまして国見町、小筏委員、何かございませんか。

○委員（１７番 小筏 正治君） 人がどのくらい貸しておるかよう分らんけ、平均といっても正直言うて言えない。私は反当１万５，０００円で借りております。借りておるけど、今１万５，０００円で借りてくれといっても、米ばかりやったら俺はやらん。多比良、土黒はどがんですか。

○委員（８番 中川 實美君） 俺は１万円ぐらいで貸す。

○委員（６番 本田 浩君） 最近貸しているのが、田は米で３０キロ。徳永委員、どうですか。

○委員（９番 徳永 玉義君） 同じく３０キロ。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） そしたら、国見町は１万でよかですかね。１万で。

○委員（１７番 小筏 正治君） １万１，０００円ぐらいにせなね。

○議長（馬場 保君） 畑、水田共に一緒によかですか。

○事務局（酒井 伸也君） １万円、１万１，０００円。

○議長（馬場 保君） 次に、南串山町。

○委員（５番 山崎 正典君） 前は２万。反の２万が普通やったとですけど、畑で。だけど今はやっぱり１万円から１万５，０００円の間ぐらいが多くなってきよるんじゃないかなと思うんですよ。前からずっと借り取るもんはやっぱもう負けてやれって言われんで、そのまま払いよというパターンがほとんどなんです。また、新たに借りる人はもうそんな感じです。じゃないかなと思っています。

○委員（６番 本田 浩君） 国見の畑ですけど、基盤整備しとるところは、宮田地区でも１万６，０００円と賦課金が４，５００円、そして水道が始まるから４５０円ですから２万１，０００円ぐらいで借りれます。２万１，０００円、畑かんがあって、基盤整備をしているところ。そのほかは１万ぐらいですね。賦課金まで込みですね。込みで借りる場合は２万１，０００円ぐらいだけど、そ

れで借りるの決まっとって。

○議長（馬場 保君） 先ほど国見町が1万という形を、数字を出していただいたんですけど、本田さんの意見では基盤整備、畑かん。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 圃場整備が条件つきで平均で、圃場整備は2万ぐらいにしとけば。

○議長（馬場 保君） 圃場整備の畑かんの設備までであるところは2万という形で、一般的なところは1万という形ですかね。

次に、千々石町、よろしいですか。

○委員（4番 池田 兼三君） 圃場整備がまだ。また最終的には、仕上がったところの特に今のところ話が出んですけど。畑は1万円くらい。田は1万6,000円くらい。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 圃場整備は高かろう。

○委員（18番 林田 剛君） 畑が1万2,000円。

○議長（馬場 保君） それでは、千々石町は畑が1万2,000円で、水田の場合が1万6,000円。

次に、愛野町よろしいですか。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） 今回、ちょっと契約の更新がきて、約5反ですけど、今までの契約が5反で9万ちょい払いよったんですけど、去年をやっぱり子供たちが少し安くしてもらえんやろうかということを言いましたから私に、直接地主さんと話をして今回の契約で7万に下げてくださいました。

場所的にもいいところで、広さも1反5畝、1反3畝、5畝ですかね。という感じの畑です。だから、平均からちょっと高いかなというぐらいじゃなかろうかって思う畑です。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 1万4,000円ぐらいですよ。野井新田は。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） 野井新田は、今うちで借りるところは、2袋、物納のですけど、米で60キロから、60キロちょいぐらいなのかな、70、80キロぐらいなのかな。そのくらいです。ただ、ここの地区はもう本当にまちまちで、決めてもらえれば助かるわけだっていう人がほとんどなんです。お互いの話がやっぱりなかなかやりにくいところがあって、それで平均的に60キロぐらいでしてもらえればっていう声は今出ています。新田も上のほうもですね、あまり変わらん。逆に新田のほうは管理は水役がおってしやすいと。上のほうになってくれば今度は米の価値観が少し出てくるものですから、個人販売するときにちょっと有利に販売ができるというところでありますけど、借地料に関してはあまり変わらん。1俵から1俵半ぐらい。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 1俵か、1万円か。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） いや、もうちょいです。1俵やったら1万二、三千円つきます。

○委員（2番 内田 弘幸君） 農協で1万3,000円と。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） 1万3,000円にしときます。

○議長（馬場 保君） 1万3,000円でよかですか。1万5,000円じゃなくて。

○委員（18番 林田 剛君） 貸す立場と、借りている立場で違う。貸し手の立場になってものをいうと。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） 今、瑞穂の人も言いましたが、とにかく作り手ば探すときに大変苦労されとうです。愛野でも畑なんかも結構余っとして。

○議長（馬場 保君） 1万3,000円で、そしたらどっちも、田畑一緒ということでよかですか。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） お願いします。

○議長（馬場 保君） 次に、吾妻町。内田委員、笠原委員、何か。

○委員（2番 内田 弘幸君） 守山もさ、基盤整備地区の貸し借りは2万円さ。それが守山は、賦課金は地主さん持ちやけん。そうせんにゃ次から次に貸し借りばしたときに、俺は借賃だけは払うばってん、それは賦課金は本人に払わせてくれよとか、いろいろ出てくるけん、もう最初から賦課金は地主さん持ち、そして借賃だけね。で2万、守山土地改良区はね。水もあるしね。それで今のところ、ただ農業委員ば通せば高くなるから、個人で話をして1万5,000円とかさ、何とかしよったさね。おいば通せば絶対2万。

○議長（馬場 保君） 普通のところは幾らですか。

○委員（2番 内田 弘幸君） 畑の。畑の普通のところでもほとんど1万5,000円、この頃から1万円のちらはら、よかばいっていう出てきて。ただ、とにかく本人と話ば、お互いで話ばしたら本当、1万円とかさ、出てる。自分は農業委員だから借りるとも、約3万今借りてやらねばねと思っている。

○議長（馬場 保君） 笠原委員、何か。

○委員（16番 笠原 勝君） まず、水田のほうですけど、圃場整備区域って一応名前はあるけども、圃場整備区域じゃないような田んぼになってしまっって、ポンプも出なくなったところもたくさんあります。1万円なら作ってやろうだいという人が結構いらっしゃいます。作り手を探している状態も何件かありましたが、ですから反の量から1俵半、1万、ここの前年度のデータの。

○委員（2番 内田 弘幸君） 1万円です。

○委員（16番 笠原 勝君） そうですね。1万円です。水田。肥料も上がっているんで。

○委員（2番 内田 弘幸君） 上記以外は1万3,000円にしようか。

○委員（16番 笠原 勝君） 上記以外ですか。

○議長（馬場 保君） 基盤整備地区はどうなんですか。

○委員（16番 笠原 勝君） 畑は最高で2万、最低でも1万5,000円ぐらいで今借りられている状態です。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） その2万というとは、土地改良のほうの賦課金も入っている。

○委員（１６番 笠原 勝君） こっちは入っていません。地主さんが賦課金を負担しています。

○委員（１８番 林田 剛君） 水道はこっちが借りておるのかな。

○委員（１６番 笠原 勝君） 水道は借りている人が払いますね。

○委員（２番 内田 弘幸君） そういう計画が、基盤整備で土地改良がどうのこうの言いようときにさ、借り賃は借り人、そして賦課金は地主、とにさ今聞いてみれば、その賦課金と借り賃ば一緒にしてしよるということ合併していかなってなればさ、そこから違うさなんてさ、大変な作業が。間違いがあった。間違いが多くてさ。借り賃と賦課金ば一緒にしちよけばさ、やっぱ賦課金のほうが地主負担で。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） うちの小浜の場合も全部、借賃だけ。銀行引き落としに、あと賦課金が持主に。

○委員（１２番 鶴崎 高幸君） それ以外には。（発言する者あり）

○委員（１６番 笠原 勝君） はい。７,０００円で。（発言する者あり）いや、もう。基盤整備以外の水田。

○委員（２番 内田 弘幸君） 水田や、水田が一番安かと思った。料金以外は。そして圃場整備区域１万４,０００円じゃろう。

○委員（１６番 笠原 勝君） でも、去年はえらい何で７,４００円になったんかなと。

○委員（２番 内田 弘幸君） １３件で。

○委員（１６番 笠原 勝君） ああ、そうですか。じゃあ１万円です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。それでは事務局の方が。

○事務局次長（内田 啓輔君） １回整理していいでしょうか。（「はい」と言う者あり）まず、令和５年度の田んぼのほうから、水稻の部分で国見町が平均が１万円、瑞穂町が７,０００円、吾妻町の圃場整備区域が１万４,０００円、上記以外が１万３,０００円、愛野が１万３,０００円、千々和町が１万６,０００円、小浜町が１万円、南串山町が１万５,０００円ということで、ここまでよろしいでしょうか。

めくって畑のほうですね。まず、国見町が圃場整備地区を新設ということで、圃場整備で２万円、それ以外が１万円、国見町は２つに分かれます。続いて瑞穂町が７,０００円、吾妻町の圃場整備区域が１万７,０００円、上記以外が１万円、愛野町が１万３,０００円、千々和町は１万２,０００円。小浜町の圃場整備区域が３万円、それ以外、上記以外が１万円、南串山町が１万５,０００円ということで間違いないでしょうか。

すみません。付随しまして賃借料につきましては、今平均を決めていただいたわけなんですけども、最高額と最低額もう一度表示を、表として表示をさせていただいているところでございますけども、今平均をやっと決めたばかりですね、例えば一様に何割増、何割減みたいので記してよろしいかどうか

か。事務局案ですけど。

○議長（馬場 保君） 平均よりは標準という形が。

○事務局（酒井 伸也君） ああ、なるほどですね。その辺の文言の言葉、引用、表示する言葉もちょっと。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） 標準だけでよかつちやなかろうも。最高額とかさ、最低額はいらない。

○事務局次長（内田 啓輔君） なるほどですね。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） 標準価格だけで、sonでよか。

○事務局次長（内田 啓輔君） じゃあ、今後は標準額だけでということ。了解しました。そのようにもう一度整理しまして、ちょっと振り返りますけども、農業委員会だよりの最終ページに表記をさせていただきますと思います。ありがとうございました。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。それでは、ほかに何かございませんか。

○委員（１４番 東 康敬君） 意見書を１ページ目から意見書の提出があるがこの１月５日の提出の中で回答がいつぐらいに出てくるわけ。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 一応回答については、次の３月５日の総会に来てもらうように依頼をかけております。

○議長（馬場 保君） よかですか。森崎委員。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） 農地の件ですけど。知った日からとか書いてあると、知ったって知らんやっただけいけば何ぼもないと。

○事務局次長（内田 啓輔君） 今、おっしゃっているのは「ご存じですか、相続登記が義務化されます」というところの知った日からというのが、３つ目の相続登記義務化のポイント、黄色のところの②とかですかね。相続したことを知った日からということで、知った日というのの提示というところでしょうか。知った日というのはどういった意味かということでよろしいでしょうか。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） 知らんやっただけ知らんやって、引き延ばされるということです。私はそれができるからいいと思ったんです。

○事務局次長（内田 啓輔君） 一応、民法上では例えば近くの親族とかで。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） 誰か知ればよ。それで全部が知らんやっただけということで、お相手のほうは過料する可能性もあつとやなかろうか。こがんで新聞に載せればさ。知った日からってそが書いてあれば、これ全部知らんふりしようじゃなからんけん。話し合いになったときにどがんなるとかなって。

○事務局次長（内田 啓輔君） 一応、民法上では事実上知り得た日というような、整理をされてお

まして、遠い親戚とか、全国離れていてよその県でなかなか死んだか死んでないのかっていうのを、こういう世の中ですから親戚同士も疎遠になってという部分があって、どうしても知らなかったとかっていうことであれば、本当に知らなかったということであれば、5年、10年後でも知った日というのは、民法上はオーケーになっているのを、一応は知った日からというわざわざ書いております。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 私が、ちょっと気になったのが、うちのいどこに家に1人もんのおるとけど、障害者かな、そがん感じんとやけ、そして姉が大阪におるもんやけ、そういう場合はどがんになるとかなと思って、もう何十年も前に親が死んで、そがんとこはどがんになるとかなと思って。

○事務局次長（内田 啓輔君） 一応、障害者もですけど、例えば認知の方とかも判断ができない方がいらっしゃいますよね。そういった方は、例えばですけど社会福祉協議会の方の、相続代理人ではなかったか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そんなことまで今、仕事で行きよる。後見人。

○事務局次長（内田 啓輔君） 相続後見人だ。後見人制度というのがありますので。

○委員（15番 森崎 茂徳君） それば出してくれんやったら一緒やろう。

○事務局次長（内田 啓輔君） 出してくれんやったら一緒ですね。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 本人が分からんのに、しやへんやろう。

○委員（2番 内田 弘幸君） そやけ、後見人制度が。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いやいや、あるけどさ後見人ば、頼みに行かんにやしてくれんやろうね。

○委員（2番 内田 弘幸君） それは、親戚もんがしてやらんにや。

○委員（4番 池田 兼三君） 今日の新聞折り込みで司法書士がこれを載せたって、折り込みに入ってた。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いやいや載っとった。

○委員（4番 池田 兼三君） たいがい、知ってる。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いやいや違う。その新聞も見れない。

○委員（18番 林田 剛君） これはあくまでも情報あって、これに対して農業委員会がどうするこ
うするでいいわけじゃない。こういうとがありますよってお知らせ。

○事務局次長（内田 啓輔君） 一応、日本国中義務化となりましたので、日本国民が対象になりますので、できる限りいろんな方法があると思いますので、個別な案件はまた私どもか、司法書士かプロにお任せいただければ大丈夫かなと思います。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。それでは、ほかに何か。ないようでしたら、その他に移りますけども、ちょっと私のほうから報告ですけど、1月の10日の日に佐賀県の武雄市から研修に来られました。そして、長崎県の県南都市、島原半島の3市の役員でみやま市に研修に行ってい

りました。ここは、会長が女性委員でございました。ちなみに長崎県下で女性の会長は今回、去年改選によって初めて大村の地区が女性の会長となっております。

そして、19日が会長局長会議で長崎でありました。そして、二、三日前の1日、鹿児島の北薩地方の幹部の人たち、会長、局長の人たちが5市町、その代表が1日の日に研修に来られました。それとまた、あした鹿児島県の人吉より研修に来るようになっております。（「熊本やろ」と言う者あり）熊本かいね。以上、報告をしておきます。

ほか、何かございませんか。

○事務局次長（内田 啓輔君） その他で、すみません。事務局から。議長、よろしいでしょうか。

先ほど、冒頭、会長からのお話でございましたけど、義援金について調査会3地区でお話をしましたところ、3地区ともご了承をいただきましたので、農業委員さん、それから推進委員さん、合わせて雲仙市農業委員会ということで義援金の協力をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ほかに皆さん方から何かございませんか。草野有美子委員、何かございませんか。

○委員（10番 草野 有美子君） 先日、総会をお休みいたしまして、今年も最後まで頑張りますのでよろしくお願いいたします。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ほかに何かございませんか。

○事務局（酒井 伸也君） すみません。先ほどの農振の協議の資料は回収しますので、置いて帰っていただくようにお願いします。

○議長（馬場 保君） それでは、意見もないようですので、終わりたいと思います。

午後4時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 2月 5日

議 長

署名委員

署名委員